

イギリスの2019年ストーキング防除法

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 芦田 淳

目次

はじめに

I 従来のストーキング対策法

- 1 1997年ハラメント保護法
- 2 2012年自由保護法

II 2019年法の制定

- 1 制定の背景
- 2 2019年法の概要

III ストーキング防除法の概要

- 1 発出等の手続
- 2 内容及び罰則
- 3 届出義務

おわりに

翻訳：2019年ストーキング防除法

キーワード：ストーキング、ストーキング防除法、暫定ストーキング防除法、治安判
事裁判所

要 旨

イギリスでは従来、主なストーキング対策法として、1997年ハラズメント保護法及び2012年自由保護法が制定されていた。前者は、ストーキングを含むハラズメントを犯罪として処罰するとともに、所定の要件の下、裁判所がハラズメント行為等を禁止する命令を発することを認めるものであった。また、後者は、より明確にストーキングを犯罪と定め、ストーキングに相当する行為を具体的に例示した。

こうした従来の立法措置を拡充し、ストーキング被害に対する保護拡大を目的として制定されたのが、2019年ストーキング防御法である。同法は、ストーキングを行う者に対して、一定の行為を禁止又は要求する「ストーキング防御命令 (Stalking Protection Orders)」を新たに設けている。同法は、当該命令の申請、発出、変更等に係る手続や、当該命令の内容及び期間、それに違反した際の罰則等について定めるものである。

はじめに

2019年3月15日、ストーキング被害に対する保護を拡大するため、2019年ストーキング防御法⁽¹⁾(以下「2019年法」)が制定された。同法は、ストーキングを行う者に対して、一定の行為を禁止又は要求する「ストーキング防御命令 (Stalking Protection Orders)」等について定めている。当該命令は、警察の責任者の申請に基づいて治安判事裁判所 (Magistrates' Court)⁽²⁾が発するものであり、違反した場合には刑事罰が科される。イギリスでは、これまでも主なストーキング対策立法として、1997年ハラズメント保護法⁽³⁾(以下「1997年法」)及び2012年自由保護法⁽⁴⁾(以下「2012年法」)が制定されていた⁽⁵⁾。2019年法は、こうした従来の立法措置を拡充し、保護範囲を更に拡大しようとするものである。具体的には、ストーキングを犯罪として処罰することに力点が置かれていた従来の立法に比べて、2019年法は、ストーキングから生じる危険にさらされている者を当該危険から保護する、より予防的な側面が強化されている。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年11月15日である。

(1) Stalking Protection Act 2019 (c. 9). <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2019/9/contents>> 以下、法律の条文及び施行状況については、イギリス国立公文書館が管理する法律情報ウェブサイト、Legislation.gov.uk Website <<http://www.legislation.gov.uk/>> を参照した。

(2) 治安判事裁判所は、全国で236か所に設置されており、刑事事件のうち、略式起訴で足りる軽微な犯罪のほか、窃盗、薬物犯罪、押込み等の中間程度の犯罪(以下「中間犯罪」)の一部を取り扱っている。なお、中間犯罪については、被告人が、治安判事裁判所か刑事法院(後掲注(19)参照)のいずれかを選択することができる。戒能通弘・竹村和也『イギリス法入門—歴史、社会、法思想から見る—』法律文化社、2018、pp.79-80。

(3) Protection from Harassment Act 1997 (c. 40). <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1997/40/contents>>

(4) Protection of Freedoms Act 2012 (c. 9). <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2012/9/contents>>

(5) 以下、従来の立法の内容に関しては、「第6章 ストーキングの実態と対策」守山正『イギリス犯罪学研究II』成文堂、2017、pp.117-135を参照した。

I 従来のもストーキング対策法

1 1997年ハラスメント保護法

1997年法は、ストーキングを含むハラスメント等に対して、次のような対策を講じるものであった⁽⁶⁾。①他者へのハラスメントに該当し、かつ、加害者がハラスメントであることを知っているか又は知っているべきであった一連の行為（a course of conduct）を継続することを犯罪とし、罰則として、拘禁（期間の上限は6か月）若しくは罰金又はその両方を併科することができる（第2条）。②ハラスメント行為の被害者は、当該行為を差し止める命令（禁止命令）を民事裁判所に求めることができ、当該命令に違反した場合には犯罪となり、拘禁（上限は5年）若しくは罰金又はその両方を併科することができる（第3条）。③一連の行為が複数回、暴力が加えられるという不安を被害者に与えた場合で、加害者が当該行為がそれらの度ごとに被害者に不安を与えることを知っているか又は知っているべきであったときは、犯罪に該当し、拘禁（上限は5年⁽⁷⁾）若しくは罰金又はその両方を併科することができる（第4条）。④裁判所は、上述したハラスメント行為等で有罪判決を受けた者に対して、ハラスメント行為又は暴力に対する不安を与える行為を禁止する命令（制限命令）を発することができる⁽⁸⁾、命令違反の罰則は、②の場合と同様である（第5条）。

ただし、1997年法の対象はハラスメント行為等と幅広いものであったため、実際には、ストーキングより軽度のハラスメントに主として適用され（ストーキングの定義は後述）、本来、制定の目的であったストーキングに対しては十分な対処がなされなかったとされる⁽⁹⁾。

2 2012年自由保護法

2012年法第111条は、1997年法の問題点を踏まえて、条文の追加等を行い、次のような措置を設けた。①ストーキングに該当する一連の行為を、明確に犯罪とした。当該行為の定義として、上述したハラスメント行為に該当すること（つまり、他者へのハラスメントに当たり、かつ、加害者がハラスメントであることを知っているか又は知っているべきであった一連の行為であること）に加え、具体的な事例を列挙した。ストーキングに相当する行為の事例として挙げられたのは、「(a)被害者につきまとうこと、(b)あらゆる手段により被害者に接触するか、又は、接触しようとする、(c)被害者に関連するか若しくは関連するとされる、又は、被害者に由来するとされる言説その他の素材を公表すること、(d)被害者によるインターネット、電子メールその他の形式の電子通信の利用を監視すること、(e)(公的又は私的を問わず)あらゆる場所を徘徊すること、(f)被害者の所有財産に干渉すること、(g)被害者を見張ること」である。違反した場合には、拘禁（上限は51週間）若しくは罰金又は両方を併科することができる。②ストーキングのうち、複数回、暴力が加えられるという不安を被害者に与えるもの、

(6) ただし、1997年法の制定時点において、ストーキングという用語は使用されていなかった。また、ハラスメントについての明確な定義も置かれていない。

(7) 本稿執筆時点では、2017年警察及び犯罪法（Policing and Crime Act 2017 (c. 3). <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2017/3/contents>>）により、上限が10年に改められている。

(8) ただし、無罪等の場合でも、ハラスメントから保護するために必要であると判断すれば、裁判所は制限命令を発することができる。守山 前掲注(5)、pp.123-124。

(9) 同上、p.126。

又は被害者の日常の活動に実質的な悪影響をもたらす深刻な恐怖若しくは苦痛を与えるものに対しては、拘禁（上限は5年⁽¹⁰⁾）若しくは罰金又はその両方を併科することができる。

II 2019年法の制定

1 制定の背景

2012年法は、ストーキングを刑事罰の対象として明示するとともに、暴力が加えられる不安を被害者に与えるような深刻なストーキングに対して、より重い罰則を設けるものであった。さらに、2017年には、当該罰則が引き上げられている⁽¹¹⁾。このように、近年の立法は、ストーキングを犯罪の対象とし、処罰することに重点を置いていた。

これに対して、従来の立法を補完する目的で制定された2019年法は、ストーキングから生じる危険にさらされている者を保護するためのストーキング防御命令（Ⅲ参照）を新たに設け、被害予防の側面が強くなっている。1997年法でもハラスメント行為等を禁止する命令についての規定は置かれていたが、被害者自身が請求しなければならないか、また、裁判所が発する場合でも、原則としてハラスメント行為等について有罪判決を受けた者を対象としていた。こうした要件のため、加害者からの報復を恐れて被害者が請求を行わない場合があり、犯罪となる要件を満たすに至っていないストーキングへの対処が難しいという難点があった。そのため、2019年法は、警察の責任者が命令を申請できるようにするとともに、命令の対象者も有罪判決を受けた者に限定しないこととしている。

なお、こうした新たな命令を設けるに当たり念頭に置かれたのは、加害者が被害者のパートナーを始めとした近親者ではなく、関係の薄い者⁽¹²⁾によるストーキング（stranger stalking）である⁽¹³⁾。家庭内の虐待等に関連するストーキングに対しては、1997年法に定める命令以外にも、家庭内暴力防御命令（Domestic Violence Protection Orders）⁽¹⁴⁾等、その他の保護手段が既に存在していたため、関係の薄い者によるストーキングに関しては、当該手段の適用が難しいことが指摘されていた⁽¹⁵⁾。

2 2019年法の概要

2019年法は、全15か条から成り、「ストーキング防御命令」（第1条～第6条）、「控訴及び強制」（第7条～第8条）、「届出の要求」（第9条～第11条）、「指針」（第12条）及び「一般規定」（第13条～第15条）の5つの部分に分かれている。

第1条から第11条は、後述のとおり（Ⅲ参照）、ストーキング防御命令を発するための手続

(10) 前掲注(7)と同様、本稿執筆時点では、2017年警察及び犯罪法により、上限が10年に改められている。

(11) 前掲注(7); 前掲注(10)を参照。

(12) ここには、全く面識のない者から、顔見知り程度の者までが含まれる。具体的な事例としては、医師その他の医療専門職に対する患者によるストーキング、職場の同僚に対するストーキング、又は、（チャット・ルームのような）オンライン上のやりとりから生じるストーキングが挙げられている。Home Office, “Introducing a Stalking Protection Order - a consultation,” December 2015, p.8. <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/482417/Introducing_a_Stalking_Protection_Order_-_a_consultation.pdf>

(13) “Stalking Protection Act 2019: Explanatory Notes,” p.3. Legislation.gov.uk Website <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2019/9/pdfs/ukpgaen_20190009_en.pdf>

(14) 家庭内暴力防御命令は、2010年犯罪及び安全法（Crime and Security Act 2010 (c. 17). <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2010/17/contents>>）に基づき、家庭内暴力事件に際して、警察及び治安判事裁判所により、被害者保護のために発出される命令である。

(15) Home Office, *op.cit.*(12), p.11.

や、同命令の内容等について規定しており、2019年法の中核を成す。このほか、第12条は、主務大臣⁽¹⁶⁾に対して、2019年法に基づく権能の行使に関する指針を警察の責任者⁽¹⁷⁾に示すよう義務付けている。また、第13条から第15条は、2019年法で用いられている用語の解釈や、同法の適用範囲、施行期日等について規定している。2019年法のうち、その適用範囲、施行期日及び略称を規定した第15条は2019年3月15日（制定日）に施行されたものの、他の規定は主務大臣の定める規則によって効力を生じるものとされている⁽¹⁸⁾。

なお、2019年法は、ストーキングについて新たな定義を設けておらず、ストーキングに相当する行為の事例として、上述した2012年法で設けられた規定を参照するにとどめている。

Ⅲ ストーキング防御命令の概要

1 発出等の手続

(1) 警察の責任者による申請（第1条）

警察の責任者は、次の要件が満たされていると判断すれば、治安判事裁判所に対して、ストーキング防御命令を申請することができる。その要件とは、①ストーキング防御命令の対象者（以下「対象者」）がストーキングに相当する行為を行ったこと、②対象者が他者に対してストーキングから生じる危険をもたらすこと、③他者が①の行為の被害を受けたか否かにかかわらず、ストーキング防御命令が当該危険から他者を保護するために必要と信じるに足る合理的な理由があること、である。「ストーキングから生じる危険」とは、①他者に対する身体的又は心理的な危害に関するもの、又は、②たとえ他の状況では行為自体が無害であるように見えても、他者には望ましくない行為であると対象者が知っているか、又は、当然知っているべき行為から生じ得る危険をいう。

(2) 治安判事裁判所による発出及び変更等（第2条～第5条）

治安判事裁判所は、上述した3つの要件が満たされていれば、警察の責任者の申請に基づき、ストーキング防御命令を発することができる。同裁判所は、ストーキングから生じる危険から保護するために必要であることを前提に、当該命令により、一定の行為の禁止又は要求を行うことができる。ただし、当該禁止及び要求は、対象者の宗教的信念との相反や、対象者の勤務時間又は教育機関に通っている時間に干渉することを、実行可能な限りにおいて避けなければならない（第2条）。命令の期間は、当該命令で定められた期間又は次の命令の発出までの期間とし、最短でも2年間とする（第3条）。

また、治安判事裁判所は、ストーキング防御命令の対象者又は関連する警察の責任者の申請に基づき、当該対象者等の意見を聴取した上で、命令の変更、更新又は解除を行うことができる（第4条）。なお、同裁判所は、ストーキング防御命令の申請について決定するまでの間、被害者を保護するため、当該命令に準じた暫定ストーキング防御命令を発することもできる（第5条）。

(16) 2019年法を所管する大臣は、内務大臣である。

(17) 2019年法第14条第1項に基づき、警察の責任者とは、1996年警察法（Police Act 1996 (c. 16). <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1996/16/contents>>）第2条に基づく警察の警察署長、首都圏警察長官、ロンドン市警察長官、運輸警察の警察署長及び国防省警察の警察署長を指す。

(18) Legislation.gov.uk Websiteによれば、第15条を除く他の規定は、本稿執筆時点において未施行である。

(3) 対象者による控訴（第7条）

ストーキング防御命令又は暫定ストーキング防御命令の対象者は、当該命令の発出等を不服として、刑事法院⁽¹⁹⁾に控訴することができる。

2 内容及び罰則

(1) ストーキング防御命令の内容（第6条）

ストーキング防御命令及び暫定ストーキング防御命令には、①発出の日付、②有効期間、③対象者に適用される禁止事項又は要求事項、④禁止又は要求が特定の地域に明示的に限定されているか否か、限定される場合には、その地域、⑤禁止又は要求の期間が命令の有効期間と異なるか否か、異なる場合は、その期間を、内容として含むものとする。

(2) ストーキング防御命令違反に対する罰則（第8条）

合理的な理由なくストーキング防御命令又は暫定ストーキング防御命令に違反した場合には、拘禁若しくは罰金又はその両方を併科することができる。違反の程度に応じて、刑事法院で裁判が行われる場合の拘禁刑の上限は5年、治安判事裁判所で裁判が行われる場合の拘禁刑の上限は12か月である。

3 届出義務

(1) 氏名等の届出義務（第9条～第11条）

ストーキング防御命令又は暫定ストーキング防御命令の対象者は、当該命令の送達日から3日以内に、自身の氏名及び自宅の住所を警察に届け出なければならない。届出は、①対象者の自宅の住所がある警察管区、②自宅の住所がない場合は、最後に届出が行われた自宅の住所がある警察管区、③自宅の住所及びそのような届出がない場合は、対象者に最後にストーキング防御命令又は暫定ストーキング防御命令を発した治安判事裁判所がある警察管区の警察署に出頭すること等により行う⁽²⁰⁾。届出の際、警察官等は、対象者の指紋の採取及び撮影を行うことができる。また、届出義務に合理的な理由なく違反した場合にも、ストーキング防御命令等に違反した場合と同様の罰則が設けられている。

おわりに

2019年法は、警察の責任者の申請に基づき治安判事裁判所が発するストーキング防御命令を新設することにより、ストーキング被害に対する保護拡大を図ろうとするものである。ただし、2019年法は本稿執筆時点でまだ施行されておらず、今後の運用においてどの程度まで実効的な成果が得られるか注目される。

(あしだ じゅん)

(19) 刑事法院は、刑事事件（治安判事裁判所で取り扱うものを除く。）の第一審裁判所で、謀殺、レイプ、強盗等の重大な犯罪と、被告人が刑事法院を選んだ場合の中間犯罪を裁く裁判所である。戒能・竹村 前掲注(2)、p.80.

(20) この点に関しては、2019年法第14条第1項も参照のこと。

2019年ストーキング防御法

Stalking Protection Act 2019 (c. 9).

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 芦田 淳訳

【目次】

ストーキング防御命令

- 第1条 命令の申請
- 第2条 命令を発する権限
- 第3条 命令の期間
- 第4条 変更、更新及び解除
- 第5条 暫定ストーキング防御命令
- 第6条 命令の内容

控訴及び強制

- 第7条 控訴
- 第8条 ストーキング防御命令違反等

届出の要求

- 第9条 届出の要求
- 第10条 届出方法及び関連事項
- 第11条 届出に関連する違反

指針

- 第12条 指針

一般規定

- 第13条 手続
- 第14条 解釈
- 第15条 適用範囲、施行期日及び略称

ストーキングから生じる危険から人を防衛する命令及び関係する目的に係る規定を定める法律
[2019年3月15日制定]

この法律は、女王陛下により、現在の議会に参集した聖俗貴族院議員及び庶民院議員の助言及び承認を得て、並びにこれらの有する権能により、次のように制定する。

* この翻訳は、Stalking Protection Act 2019 (c. 9). <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2019/9/contents>> を訳出したものである。以下、法律の条文については、イギリス国立公文書館が管理する法律情報ウェブサイト、Legislation.gov.uk Website <<http://www.legislation.gov.uk/>> を参照した。また、訳文中 [] は訳者が原語又は訳文を補記したものである。なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年11月15日である。

ストーキング防御命令

第1条 命令の申請

- (1) 警察の責任者は、次の事由に合致すると思われる場合に、ある者（以下「被告」という。）に関する命令（以下「ストーキング防御命令」という。）を治安判事裁判所⁽¹⁾に申請することができる。
 - (a) 被告がストーキングに相当する行為を行った場合
 - (b) 被告が他者に対してストーキングから生じる危険をもたらす場合、及び
 - (c) （他者が第 a 号に規定する行為の被害者であったか否かにかかわらず）提案された命令が他者を当該危険から保護するために必要であると信じるに足る合理的な理由がある場合
- (2) ストーキング防御命令は、被告がストーキングに相当する行為を行うことの防止を目的とする次に掲げる命令をいう。
 - (a) 被告が命令に記載された内容を行うことを禁止する命令、又は
 - (b) 被告が命令に記載された内容を行うことを要求する命令
- (3) イングランド及びウェールズにおける警察の責任者は、次の者に関してのみ、ストーキング防御命令を申請することができる。
 - (a) 当該責任者の警察管区に居住する者、又は
 - (b) 当該責任者が、その警察管区に滞在しているか、又は来訪する意思があると考える者
- (4) ストーキングから生じる危険とは、次に掲げるものをいう。
 - (a) 他者に対する身体的又は心理的な危害に関するもの
 - (b) 他の状況において行為自体は無害であるように見えても、他者にとって当該行為が望ましくないものであることを被告が知っているか、又は当然知っているべき行為から生じ得るもの
- (5) 次に掲げる事情は、問題としない。
 - (a) 第1項第 a 号に規定する行為がイギリスの一部の地域又は他の場所で行われたか否か、又は
 - (b) 当該行為が行われたのがこの条が施行される前であるか後であるか。
- (6) ストーキングに相当する行為の事例については、1997年ハラズメント保護法⁽²⁾第2A条参照。

第2条 命令を発する権限

- (1) 治安判事裁判所は、次の条件を満たす場合には、第1条第1項に基づく申請に対してストーキング防御命令を発することができる。
 - (a) 被告がストーキングに相当する行為を行った場合
 - (b) 被告が他者に対してストーキングから生じる危険をもたらす場合、及び
 - (c) （他者が第 a 号に規定する行為の被害者であったか否かにかかわらず）提案された命令

(1) 治安判事裁判所は、全国で236か所に設置されており、刑事事件のうち、略式起訴で足りる軽微な犯罪のほか、窃盗、薬物犯罪、押込み等の中間程度の犯罪（以下「中間犯罪」）の一部を取り扱っている。なお、中間犯罪については、被告人が、治安判事裁判所か刑事法院（後掲注(3)参照）のいずれかを選択することができる。戒能通弘・竹村和也『イギリス法入門—歴史、社会、法思想から見る—』法律文化社、2018、pp.79-80。

(2) Protection from Harassment Act 1997 (c. 40). <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1997/40/contents>>

が他者を当該危険から保護するために必要である場合

- (2) 治安判事裁判所は、ストーキングから生じる危険から他者を保護するために禁止又は要求が必要であると認められる場合に限り、ストーキング防御命令に禁止又は要求を含めることができる。
- (3) 禁止又は要求は、実行可能な限り、次に掲げる内容を避けるようなものでなければならない。
 - (a) 被告の宗教的信念との相反、及び
 - (b) 被告が通常、勤務しているか、又は教育機関に通っている時間への干渉
- (4) 明示的に特定の地域に限定されていない限り、禁止又は要求は、イギリスの全ての地域において効力を有する。
- (5) 次に掲げる事情は、問題としない。
 - (a) 第1項第a号に規定する行為がイギリスの一部の地域又は他の場所で行われたか否か、又は
 - (b) 当該行為が行われたのがこの条が施行される前であるか後であるか。
- (6) 第7項の規定は、(治安判事裁判所によるものであれ、他の主体によるものであれ)既にストーキング防御命令の対象となっている被告に対して治安判事裁判所が当該命令を発する場合に適用する。
- (7) 裁判所は、新たなストーキング防御命令に、それ以前のストーキング防御命令の禁止又は要求と両立しない禁止又は要求を含めてはならない。

第3条 命令の期間

- (1) ストーキング防御命令は、次に掲げる期間、効力を有する。
 - (a) 命令で定められた一定の期間、又は
 - (b) 次の命令まで [の期間]
- (2) 一定の期間が定められている場合、当該期間は、命令が発出された日から少なくとも2年間の期間でなければならない。
- (3) 異なる禁止又は要求に関して、異なる期間を定めることができる。

第4条 変更、更新及び解除

- (1) 被告又は関連する警察の責任者(第14条第1項参照)は、ストーキング防御命令を変更し、更新し、又は解除する命令を、治安判事裁判所に対して申請することができる。
- (2) 裁判所は、第1項に基づく申請により決定を行う前に、次に掲げる者の意見を聴取しなければならない。
 - (a) 被告、及び
 - (b) 関連する警察の責任者で、意見の聴取を望む者
- (3) 第1項に基づく申請により、裁判所は、ストーキング防御命令を変更し、更新し、又は解除する命令で、自らが適切と考えるものを発することができる。
- (4) ただし、裁判所は、次のことを行うことはできない。
 - (a) 命令を更新又は変更する場合に、ストーキングから生じる危険から個人を保護するために必要であると認められる場合を除いて、追加の禁止又は要求を課すこと。
 - (b) 被告及び次に掲げる者の同意なしに、命令が発出された日から2年未満で命令を解除すること。

- (i) 申請が警察の責任者によりなされた場合には、当該責任者、又は
- (ii) その他の場合には、ストーキング防御命令を申請した警察の責任者、及び（もし異なるときは）被告が居住する地域の警察の責任者。ただし、当該地域がイングランド又はウェールズに存在する場合に限る。

第5条 暫定ストーキング防御命令

- (1) この条は、ストーキング防御命令の申請（以下「本申請」という。）が決定されていない場合に適用する。
- (2) 治安判事裁判所は、次に掲げる申請により、被告に対して命令（以下「暫定ストーキング防御命令」という。）を発することができる。
 - (a) 本申請と同時に、かつ、同じ警察の責任者により行われた申請、又は
 - (b) 本申請が既に行われている場合には、当該申請を行った警察の責任者により行われた申請
- (3) 裁判所は、暫定ストーキング防御命令を発することが適切であると考える場合には、次に掲げる命令を発することができる。
 - (a) 被告が命令に記載された内容を行うことを禁止する命令、又は
 - (b) 被告が命令に記載された内容を行うことを要求する命令
- (4) 禁止又は要求は、実行可能な限り、次に掲げる内容を避けるようなものでなければならない。
 - (a) 被告の宗教的信念との相反、及び
 - (b) 被告が通常、勤務しているか、又は教育機関に通っている時間への干渉
- (5) 明示的に特定の地域に限定されていない限り、禁止又は要求は、イギリスの全ての地域において効力を有する。
- (6) 暫定ストーキング防御命令の期間については、次に掲げるとおりとする。
 - (a) 命令で定められた一定の期間においてのみ効力を有する。
 - (b) 本申請の決定がまだ行われていない場合には、決定により、効力を失う。
- (7) 被告又は暫定ストーキング防御命令を申請した警察の責任者は、当該命令を変更し、更新し、又は解除する命令を治安判事裁判所に対して申請することができる。
- (8) 第7項に基づく申請により、裁判所は、ストーキング防御命令を変更し、更新し、又は解除する命令で、自らが適切と考えるものを発することができる。

第6条 命令の内容

- (1) ストーキング防御命令及び暫定ストーキング防御命令は、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - (a) 命令が発出された日付
 - (b) 一定の期間において効力を有するか否か、有する場合には、当該期間の長さ
 - (c) 被告に適用される禁止又は要求
 - (d) 禁止又は要求が特定の地域に明示的に限定されているか否か、限定される場合には、当該地域
 - (e) 禁止又は要求が、命令が効力を有する期間とは異なる一定の期間において効力を有するか否か、有する場合には、当該期間

控訴及び強制

第7条 控訴

- (1) 被告は、次に掲げる事項に対して、刑事法院⁽³⁾に控訴することができる。
 - (a) ストーキング防御命令の発出
 - (b) 暫定ストーキング防御命令の発出
 - (c) 警察の責任者の申請による第4条に基づく命令の発出、又は
 - (d) 被告の申請による第4条に基づく命令の発出の拒否
- (2) ストーキング防御命令、暫定ストーキング防御命令又は第4条に基づく命令を申請した警察の責任者は、次に掲げる行為について、刑事法院に控訴することができる。
 - (a) ストーキング防御命令の発出の拒否
 - (b) 暫定ストーキング防御命令の発出の拒否、又は
 - (c) 責任者の申請による第4条に基づく命令の発出の拒否
- (3) 関連する警察の責任者（第14条第1項参照）は、被告の申請による第4条に基づく命令の発出に対して、刑事法院に控訴することができる。
- (4) 当該申請により、刑事法院は、次に掲げる命令を発することができる。
 - (a) 控訴の決定に効力を持たせるために必要と思われる命令、及び
 - (b) 適切と思われる付随的又は派生的な命令

第8条 ストーキング防御命令違反等

- (1) 合理的な理由なく、ストーキング防御命令又は暫定ストーキング防御命令に違反した者は、犯罪を行ったものとする。
- (2) この条に基づく犯罪を行った者は、次に掲げる責任を負う。
 - (a) 略式の有罪判決に基づき、12か月を超えない期間の拘禁若しくは罰金、若しくはその併科、又は
 - (b) 起訴による有罪判決に基づき、5年を超えない期間の拘禁若しくは罰金、若しくはその併科
- (3) 2003年刑事司法法⁽⁴⁾第154条第1項⁽⁵⁾の施行以前の違反に関しては、この条の第2項第a号において12か月を6か月に読み替える。
- (4) この条に基づいて有罪判決が下された場合〔、当該判決が下された者は〕、2000年刑事裁判所（刑事判決）効果法⁽⁶⁾第12条第1項第b号⁽⁷⁾（条件付解除）に基づく命令のために、有罪判決を下した裁判所又はそれより下級の裁判所にかけられることはない。
- (5) この条に基づく違反の訴訟においては、ストーキング防御命令又は暫定ストーキング防

(3) 刑事法院は、刑事事件（治安判事裁判所で取り扱うものを除く。）の第一審裁判所で、謀殺、レイプ、強盗等の重大な犯罪と、被告人が刑事法院を選んだ場合の中間犯罪を裁く裁判所である。戒能・竹村 前掲注(1), p.80.

(4) Criminal Justice Act 2003 (c. 44). <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2003/44/contents>>

(5) 2003年刑事司法法第154条第1項は、治安判事裁判所が、1件の犯罪につき12か月を超えない期間の拘禁を科することができる規定している。ただし、当該規定は未施行であり、本稿執筆時点において、治安判事裁判所が科することができる拘禁の期間の上限は6か月である。

(6) Powers of Criminal Courts (Sentencing) Act 2000 (c. 6). <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2000/6/contents>>

(7) 2000年刑事裁判所（刑事判決）効果法第12条第1項第b号は、裁判所が、有罪判決を受けた者に関して、違反の性質等に鑑み、刑罰を科することが適当ではないと判断した場合、3年以下の期間において犯罪を行わないという条件で釈放する命令を発することができる規定している。

御命令の写しであることを当該命令を発した裁判所の所定の職員が証明したものが、当該訴訟において当該命令の発出及び内容に係る供述証拠が認められるのと同様に、当該命令の発出及び内容の証拠として認められる。

届出の要求

第9条 届出の要求

- (1) 次に掲げる命令の対象となった者は、命令の送達日から3日以内に、第2項に規定された情報を警察に届け出なければならない。
 - (a) ストーキング防御命令（暫定ストーキング防御命令に代替するものを除く。）、又は
 - (b) 暫定ストーキング防御命令
- (2) 情報は、次に掲げるとおりである。
 - (a) 対象者の氏名、及び同人が1又は複数の他の氏名を使用している場合には、その氏名
 - (b) 対象者の自宅の住所
- (3) 次に掲げる者は、その条件を満たした日から3日以内に、その〔新たに使用した〕氏名を警察に届け出なければならない。
 - (a) ストーキング防御命令又は暫定ストーキング防御命令の対象者で、かつ
 - (b) この条に基づく届出がなされていない氏名を使用した者
- (4) 次に掲げる者は、その条件を満たした日から3日以内に、新しい住所を警察に届け出なければならない。
 - (a) ストーキング防御命令又は暫定ストーキング防御命令の対象者で、かつ
 - (b) 自宅の住所を変更した者
- (5) この条により課される要求は、2003年性犯罪法⁽⁸⁾第2部に基づく届出の要求⁽⁹⁾の対象者には適用しない。
- (6) 第7項の規定は、次に掲げる場合に適用する。
 - (a) その者がストーキング防御命令又は暫定ストーキング防御命令の対象となっている場合
 - (b) 命令が発された際、この条により課される要求が、第5項の結果として適用されない場合
 - (c) 対象者が、その日（以下「最終日」という。）から第5項で言及されている届出の要求の適用を受けなくなる場合で、かつ
 - (d) 命令が最終日に効力を有している場合
- (7) この条により課される要求は、第1項における命令の送達日が最終日を指すものと読み替えて、最終日から対象者に適用する。

第10条 届出方法及び関連事項

- (1) イングランド又はウェールズに自宅の住所がある者は、第9条第1項、第3項又は第4項に基づく届出を次の方法により行うこととする。
 - (a) 対象者の属する警察管区の警察署への出頭、及び

(8) Sexual Offences Act 2003 (c. 42). <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2003/42/contents>>

(9) 2003年性犯罪法第2部は、強姦性交等で有罪となった者等に氏名、住所、生年月日、国民保険番号等の届出を義務付けている。

- (b) 警察官、又は警察署の責任者によりこの目的のために委任された者に対する口頭での届出
- (2) イングランド又はウェールズに自宅の住所がない者は、第9条第1項、第3項又は第4項に基づく届出を次の方法により行うこととする。
 - (a) 最後にストーキング防御命令又は暫定ストーキング防御命令を発した治安裁判所が置かれている警察管区の警察署への出頭、及び
 - (b) 警察官、又は警察署の責任者によりこの目的のために委任された者に対する口頭での届出
- (3) 第9条第4項に基づく届出を行う者に関して、第1項及び第2項における当該者の自宅の住所は、次に掲げる住所をいう。
 - (a) 自宅の住所の変更後に届出を行った場合には、対象者の新しい自宅の住所、又は
 - (b) 自宅の住所を変更前に届出を行った場合には、対象者の古い自宅の住所
- (4) この条に従い行われた届出は、次に掲げる形態で承認されなければならない。
 - (a) 書面、及び
 - (b) 主務大臣が指示する形態
- (5) 対象者が第9条第1項、第3項又は第4項に基づく届出を行う場合、警察官又は第1項第b号に規定する者から求められたときは、警察官等が次に掲げることを行うことを認めなければならない。
 - (a) 対象者の指紋の採取
 - (b) 対象者の任意の部分の撮影、又は
 - (c) 当該採取及び撮影
- (6) 第5項の権限は、対象者の身元を確認する目的で行使することができる。

第11条 届出に関連する違反

- (1) 次に掲げる場合には、犯罪を行ったものとする。
 - (a) 合理的な理由なく、第9条第1項、第3項、第4項、若しくは第10条第5項を履行しない場合、又は
 - (b) 第9条第1項、第3項若しくは第4項に基づくと称して、自らが虚偽であることを知っている情報を警察に届け出た場合
- (2) この条に基づく違反を行った者は、次に掲げる責任を負う。
 - (a) 略式の有罪判決に基づき、12か月を超えない期間の拘禁若しくは罰金、若しくはその併科、又は
 - (b) 起訴による有罪判決に基づき、5年を超えない期間の拘禁若しくは罰金、若しくはその併科
- (3) 合理的な理由なく、初めて第9条第1項、第3項又は第4項を履行しなかった日に、第1項第a号に基づく違反を行ったこととする。
- (4) 対象者は、不履行の期間中、違反を継続していることとする。
- (5) ただし、対象者は、同一の不履行に関して2回以上起訴されることはない。
- (6) この条に基づく違反の訴訟は、違反により訴えられた対象者が居住しているか、又は発見された場所を管轄する裁判所において開始することができる。
- (7) 2003年刑事司法法第154条第1項の施行以前の違反に関しては、この条の第2項第a号

において12か月を6か月に読み替える。

指針

第12条 指針

- (1) 主務大臣は、この法律に基づく権能の行使に関して警察の責任者に指針を示さなければならない。
- (2) 主務大臣は、第1項に基づいて示された指針を随時改訂することができる。
- (3) 主務大臣は、この条に基づいて示され、又は改訂された指針が、主務大臣が適切と考える方法で公表されるように手配しなければならない。

一般規定

第13条 手続

- (1) この法律の規定に基づく治安判事裁判所への申請は、告訴によるものとする。
- (2) 1980年治安判事裁判所法⁽¹⁰⁾第127条(期限)⁽¹¹⁾は、この法律の規定に基づく告訴には適用しない。

第14条 解釈

- (1) この法律において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

「行為」には、不作為を含む。

「警察の責任者」とは、次に掲げるものをいう。

- (a) 1996年警察法⁽¹²⁾第2条に基づいて組織されている警察（ロンドンを除くイングランド及びウェールズの警察部隊）の警察署長
- (b) 首都圏警察長官
- (c) ロンドン市警察長官
- (d) イギリス運輸警察の警察署長
- (e) 国防省警察の警察署長

「被告」とは、第1条第1項に規定する意味を有する。

「自宅の住所」とは、対象者に関して、次に掲げるものをいう。

- (a) イギリス国内において対象者が唯一若しくは主に居住している住所、又は
- (b) 対象者が居住地を有しない場合、イギリス国内において同人が通常いる住所若しくは場所。そのような場所が複数ある場合には、その中で同人が選択することができる。

「暫定ストーキング防御命令」とは、第5条第2項に規定する意味を有する。

対象者に関する「警察管区」とは、次に掲げるものをいう。

- (a) 対象者の自宅の住所がある警察管区
- (b) 自宅の住所がない場合には、(第9条により課された要求若しくは2003年性犯罪法第2部に基づく届出の要求に従い)最後に届出が行われた自宅の住所がある警察管区、又は

(10) Magistrates' Courts Act 1980 (c. 43). <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1980/43/contents>>

(11) 同条は、告訴の期限を、原則として違反の発生等から6か月以内と規定している。

(12) Police Act 1996 (c. 16). <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1996/16/contents>>

- (c) 自宅の住所及びそのようないかなる届出もない場合には、最後にストーキング防御命令若しくは暫定ストーキング防御命令を対象者に対して発した治安判事裁判所がある警察管区

18歳未満の被告に関する「治安判事裁判所」とは、少年法廷⁽¹³⁾を意味する。

「写真」とは、それにより画像を生成することができる全ての工程を含む。

第4条に基づく命令の申請又は第7条に基づく控訴に関する「関係する警察の責任者」とは、次に掲げるものをいう。

- (a) 被告が居住する地域の警察の責任者
(b) 警察の責任者で、自らの警察管区に被告が滞在しているか又は来訪する意思がある
と考える者、及び
(c) 申請又は控訴が関係するストーキング防御命令を申請した警察の責任者

「ストーキング防御命令」とは、第1条第1項に規定する意味を有する。

- (2) この法律において、「ストーキングから生じる危険」は、第1条第4項に従って解釈される。

第15条 適用範囲、施行期日及び略称

- (1) この法律は、イングランド及びウェールズのみ適用する。
(2) この条は、この法律が制定された日に効力を生じる。
(3) この法律の他の条項は、主務大臣が委任立法により定める規則によって指定する日に効力を生じる。
(4) この法律は、2019年ストーキング防御法として引用することができる。

参考文献

- ・“Stalking Protection Act 2019: Explanatory Notes.” Legislation.gov.uk Website <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2019/9/pdfs/ukpgaen_20190009_en.pdf>

(あしだ じゅん)

(13) 少年法廷は、治安判事裁判所において、少年犯罪者による犯罪及び18歳未満の未成年者に関するその他の事項を管轄する法廷である。小山貞夫編著『英米法律語辞典』2011, 研究社, p.1222.